

令和3年度 第23回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年3月1日（火） 午前9時40分から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 上田博久 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦 | 次長兼任用課長 | 前田俊和 | |
| | 給与課長 | 川口豊長 | 主 幹 | 尾田聡子 | |
| | 係 長 | 米田康孝 | 係 長 | 足立陽子 | |
| | 係 長 | 山口玲夏 | | | |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
- 議案第2号 人事委員会規則等の制定及び改正について（給与勧告関係）
- 議案第3号 職員の採用選考について
- 報告第1号 公文書開示請求に対する開示決定等に係る専決等について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は公開、議案第3号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例の改正理由
仕事と育児の両立を支援するため、育児休業等を取得することができる者の要件を見直す。
- 2 改正の概要
 - (1) 非常勤職員の育児休業等に係る取得要件のうち、在職期間が1年以上であることとする要件を廃止する。
 - (2) 職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。
 - (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、研修の実施、相談体制

の整備その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずるものとする。

(4) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、国に準じて育児休業等の取得要件緩和等を行うものであり、異議はない。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 改正の概要

(1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人救急振興財団、一般財団法人自治体衛星通信機構、一般財団法人地域活性化センター、一般財団法人地域総合整備財団、一般財団法人地域創造及び一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会を加える。

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

必要な派遣先の追加に伴い規定の整備を行うものであり、異議はない。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

クロスボウが使用された凶悪犯罪の発生及び拳銃に匹敵するクロスボウの威力を踏まえた銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 銃器犯罪捜査手当の支給対象業務に、防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業であって、クロスボウ又はクロスボウと思料されるものを使用している犯罪現場における犯人を逮捕する作業等を加え、同手当を銃器等犯罪捜査手当とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

クロスボウの危険性を踏まえた法改正に鑑み、銃器犯罪捜査手当の支給対象業務の見直し等を行うものであり、異議はない。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の人材確保を図るため、初任給調整手当の額の改定等所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に係る初任給調整手当について、支給月額の上限を60,000円（現行 45,000円）に引き上げるとともに、支給期間の上限を20年（現行 9年）に延長する。

	改正後	改正前
支給月額	60,000 円	45,000 円
支給期間	20 年	9 年

※支給月額は在職年数に応じて逡減（人事委員会規則で規定）

※生涯支給総額は 6,576 千円（現行 2,700 千円）を予定

(2) 施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

獣医師を確保するため、獣医師の初任給調整手当の支給額について、他の地方公共団体の支給額等を考慮して見直しを行うものであり、異議はない。

◇議案第 2 号

人事委員会規則等の制定及び改正（給与勧告関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則及び制定する定め of 名称

(1) 規則（一部改正）

ア 職員等の給与の支給に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 3 号）

イ 管理職手当に関する規則（昭和 33 年鳥取県人事委員会規則第 22 号）

ウ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 10 号）

(2) 定め（制定）

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年鳥取県人事委員会規則第〇号）附則第 2 項の規定に基づく号給の調整について（通知）

2 概要

本委員会の職員の給与に関する勧告に基づく給料表の改正等を踏まえた規則の改正等を行う。

(1) 規則

ア 職員等の給与の支給に関する規則

第 1 号会計年度任用職員（会計年度パートタイム職員）の報酬上限の改正（月額、日額、時間額等）。

イ 管理職手当に関する規則

給料表の改正（切替）による中高年齢層職員の給料水準引下げに伴う管理職手当の限度額（当該職員の属する職務の級の最高号給の給料月額×0.25）引下げにより、限度額超過となる手当額の改正。

改正する区分：「行政職給料表 8 級 1 種（特定職以外）」

ウ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

給料表の改正（切替）に伴う昇格時号給対応表の改正。

(2) 定め

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年鳥取県人事委員会規則第〇号）附則第 2 項の規定に基づく号給の調整について（通知）

昇格時号給対応表の改正により、いわゆる新法有利が生じることから、改正規則の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）前に職務の級を異にする異動等をした職員の切替日における号給は、その職員

が令和4年4月1日に異動等をした場合との権衡上必要と認められる限度において調整することができることとしており、その調整内容を定める。

3 施行（適用）日 令和4年4月1日

【質疑等】

委員：職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正について、研究職給料表の「新法有利」により、令和4年4月1日付けで昇任した者が先に昇任した者よりも高い号給となるような事例は、相当数生ずるのか。

事務局：研究職給料表適用者が最も多くいる知事部局では、令和3年4月1日付けで昇任した数人のみであると聞いている。研究職給料表適用者は教育委員会、警察本部にもいるが、こちらはもとの人数も少なく、事例は多くはない。

委員：昇任時期による号給の逆転を防止するものであり、必要な措置と考える。

◇議案第3号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

公文書開示請求に対する開示決定等に係る専決等について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和4年3月17日（木）午前9時40分から開催することとした。